

○財務省告示第七十五号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十六年度の初日から平成二十六年四月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十六年五月三十日

財務大臣 麻生 太郎

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十六年度の初日から平成二十六年四月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	〇・五トン
二	〇トン
三	一トン
四	四四九トン
五	一二四トン

二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六
八六トン	二五トン	八八二トン	五、 〇八六トン	五二四トン	四九トン	一二、 二三五トン	五七、 九八四トン	四九八、 七一八トン	六、 〇〇三トン	一九トン	四トン	九七八トン	〇トン	二トン	〇トン

二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	三三	三一
一六トン	〇トン	三八トン	一二トン	〇トン	七トン	二四六トン	四八トン	二、一二四トン